

議案第5号

コミュニティバスの運行見直し及び申請について

みやま市地域公共交通網計画において、利用状況や市民の意見を基に必要な応じてコミュニティバスの運行見直しを図ることになっています。比較的容易に変更できる下記の内容について運行見直しを提案します。なお、変更の実施は令和4年8月から実施します。

1、運行の見直し

◇提案1 運行ルートの見直し（瀬高・高田線）

No	路線	内容	理由
1	瀬高・高田線 (3号車)	運行ルートの変更	安全な運行ルート確保のため。

令和 4 年 6 月 日

九州運輸局 福岡運輸支局長 殿
指定都道府県等の長 殿

名 称 みやま市
住 所 福岡県みやま市瀬高町小川 5 番地
代表者の氏名 みやま市長 松嶋 盛人

自家用有償旅客運送の変更登録の申請（案）

このたび、自家用有償旅客運送の登録事項の変更を行いたいので、道路運送法第 79 条の 7 及び同法施行規則第 51 条の 11 の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 名称、住所、代表者の氏名

みやま市
福岡県みやま市瀬高町小川 5 番地
みやま市長 松嶋 盛人

2. 登録番号

九福市交第 14 号

3. 自家用有償旅客運送の種別

交通空白地有償運送

4. 変更しようとする事項

(1) 路線

別紙のとおり

(2) 運送の区域

新	
旧	

(3) 運送の種別

新	
旧	

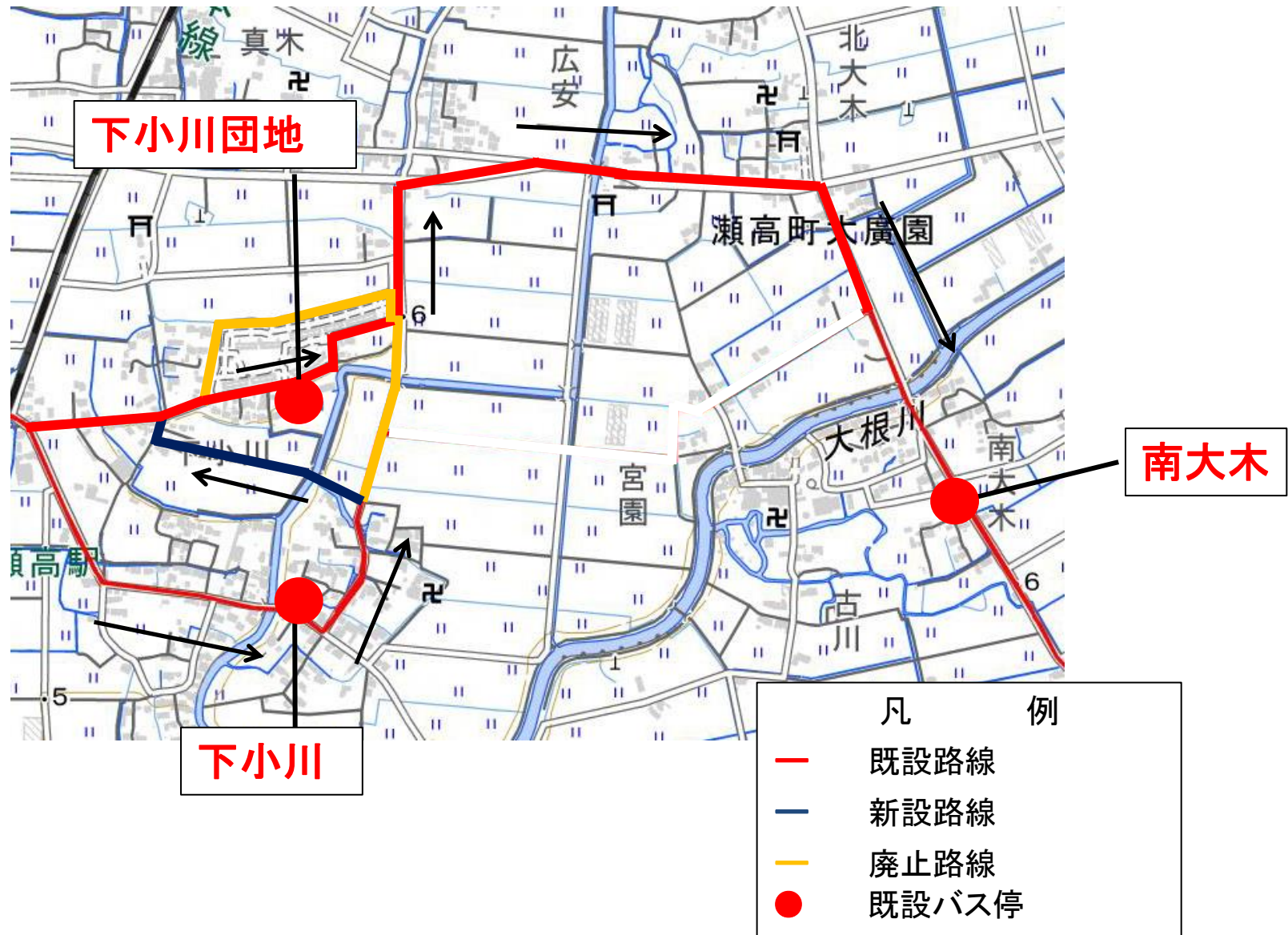
(4) 事業者協力型自家用有償旅客運送を行うかどうかの別

新	
旧	

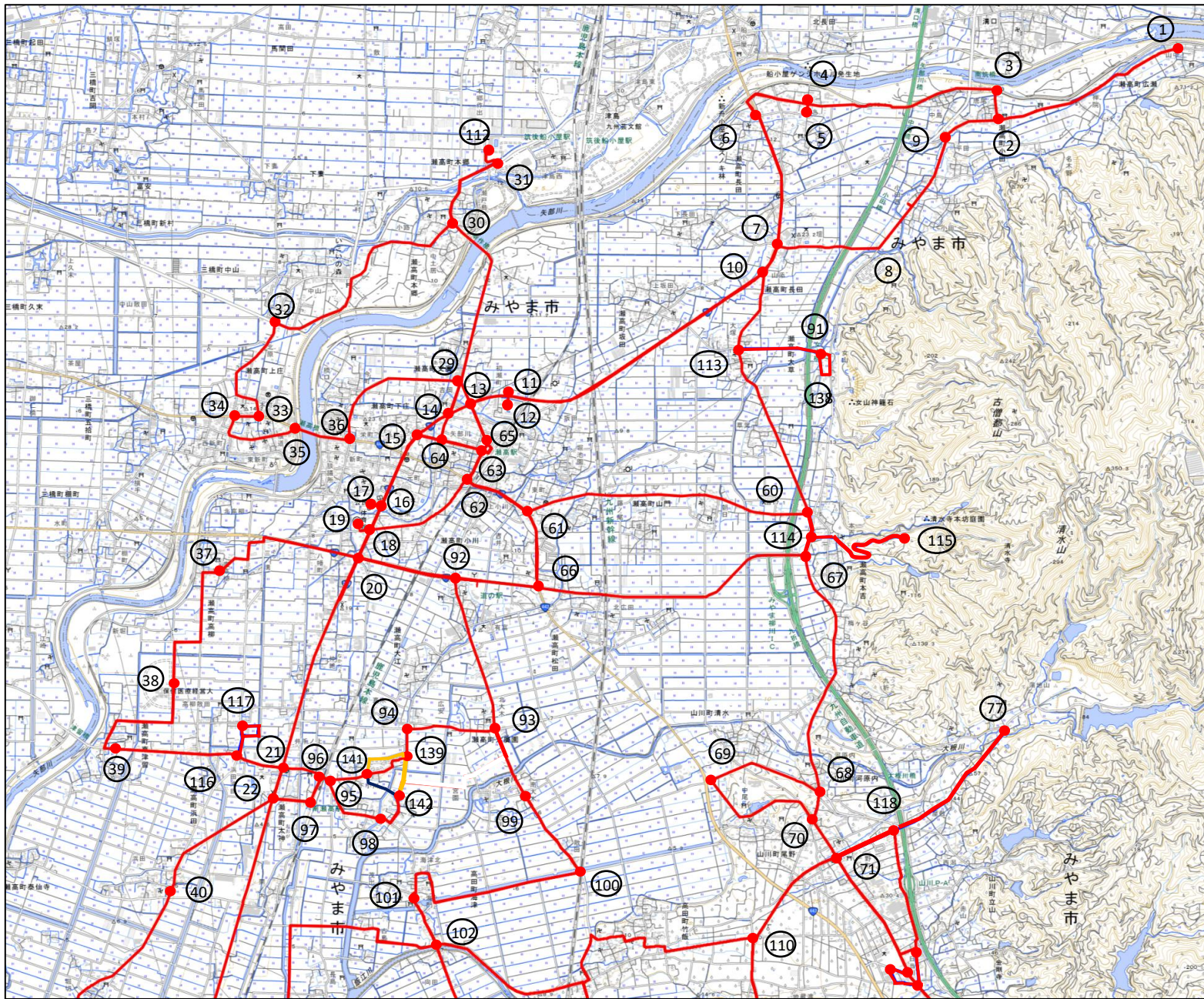
5. 変更予定期日

令和 4 年 8 月 1 日

瀬高・高田線(太神・岩田経由) 下小川～下小川団地～南大木



みやま市コミュニティバス 路線図



- 凡 例
- 既設路線
 - 路線を延長する区間
 - 廃止路線

様式第1-3号 別紙(4.(1)関係)

NO	項目名	変更前	変更後	変更内容	変更理由
161	起点		みやま市瀬高町太神699番5地先 (141)	路線の廃止	現行のルートは道 が狭く、より安全な ルートで運行する ため
	主たる経由地		太神		
	終点		みやま市瀬高町太神3043番1地先 (139)		
	キロ程		0544.km		
162	起点		みやま市瀬高町太神3043番1地先 (139)	路線の廃止	現行のルートは道 が狭く、より安全な ルートで運行する ため
	主たる経由地		下小川団地		
	終点		みやま市瀬高町太神20番4地先 (141)		
	キロ程		0293.km		
163	起点		みやま市瀬高町太神20番4地先 (141)	路線の延長	より安全なルート で運行するため
	主たる経由地		南大木		
	終点		みやま市瀬高町太神641番2地先 (142)		
	キロ程		0373.km		

令和 4 年 6 月 日

福岡運輸支局長 殿

地域公共交通会議（又は協議会）において協議が調ったことを証する書類

申請のあった自家用有償旅客運送については、下記のとおり地域公共交通会議（又は協議会）を開催し、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために必要であるとの合意に至ったので、その旨証明します。

記

1. 自家用有償旅客運送の種別

市町村運営有償運送（交通空白輸送）

2. 地域公共交通会議（又は協議会）の名称及び対象市町村
（名 称） みやま市地域公共交通会議

（対象市町村） みやま市

3. 地域公共交通会議（又は協議会）にて合意に至った年月日

令和 4 年 6 月 日

4. 運送主体の名称、住所、代表者の氏名

みやま市
福岡県みやま市瀬高町小川 5 番地
みやま市長 松嶋 盛人

5. 合意の内容

（1）路線又は運送の区域
別紙のとおり

6. その他特記事項

令和 4 年 6 月 日

みやま市地域公共交通会議 主宰者 みやま市長 松嶋 盛人